

倒産企業における監査人の交代と会計操作*

Auditor Change and Accounting Manipulation in Bankrupt Firms

浅野 信博(大阪市立大学 准教授)
Nobuhiro Asano, Osaka City University

高田 知実(神戸大学 准教授)
Tomomi Takada, Kobe University

要 約

本稿の目的は、1) 倒産企業においては監査人の交代がより頻繁に観察されるのか、2) 監査人の交代と会計操作はいかなる関係を有しているのか、について明らかにすることである。クライアント企業が倒産した場合の訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストを鑑みた場合、監査人が高品質な監査を提供しているのであれば、倒産にいたる過程において監査人が自発的に辞任するか、あるいは経営者の機会主義的理由によって解任される可能性が高いといえる。調査・検証の結果、1) 倒産企業では監査法人の交代の可能性がより高く、かつ、倒産直前期になるにしたがって交代頻度が大きくなる、2) 倒産企業では中小監査法人が監査を担当している可能性がより高く、かつ、大規模監査法人から中小監査法人に監査人が交代した事例が数多く見受けられる、という証拠を得た。他方、倒産企業においては、監査法人の交代の有無および規模の大小にかかわらず、会計操作との間に有意な関係が存在することを示す証拠が得られなかった。この事実は、監査法人が会計操作を識別できていないか、あるいはわが国における(会計操作と関連する)監査人の訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストが相対的に低いことを示唆する。

Summary

This study aims to test the following two hypotheses: 1) firms near bankruptcy change auditors more often than non-bankrupt (control) firms do; and 2) accounting manipulations of bankrupt firms are related to auditor changes. If auditors are concerned about litigation exposure or reputation losses associated with their clients' bankruptcy, they try to conduct high-quality audits of the firms that are financially distressed or near bankruptcy. Such rigorous audits might then lead to auditor resignations or dismissals because of management's opportunism. We find that bankrupt firms change their auditors preceding bankruptcy more often than control firms do; moreover, the frequency of auditor change increases as firms approach bankruptcy. The results also reveal that bankrupt firms' auditors are likely to be non-Big 4 firms. More importantly, it is often observed that firms switch from Big 4 auditor to non-Big 4 auditor preceding bankruptcy. However, we do not find any significant relationship between auditor switching and accounting manipulations. This suggests that auditors are often unable to detect their clients' accounting manipulations or that litigation exposure and reputation losses associated with accounting manipulations are relatively low in Japan.

1. はじめに

本稿の目的は、1) 倒産企業においては監査人の交代がより頻繁に観察されるのか、2) 倒産企業における監査人の交代は会計操作 (accounting

manipulation) といかなる関係を有しているのか、について明らかにすることである。監査人の交代は監査人の規模と密接に関係することから、監査人の規模についても注目して調査・検証を行っている。

*浅野および高田は、科学研究費補助金(基盤研究(B)、課題番号:22330141)の助成を受けております。ここに記して深く感謝申し上げます。

監査人が将来において万が一訴訟を受けた際に想定される経済的損失の程度、すなわち訴訟エクスポージャーを理由として、監査人は高品質な監査を実施し、クライアント企業が保守的な会計手続きを選択することを好むとされる (DeFond and Subramanyam, 1998)。他方、倒産にいたるような経営状態が極度に悪化している企業においては、経営者が一般に公正妥当と認められた会計基準に抵触した、あるいは抵触が疑わしい会計上の見積もりや判断、会計手続き選択を実施している可能性、すなわち会計操作を実施している可能性がきわめて高いと思われる。このようなクライアント企業にたいして監査人が高品質な監査を提供しているのであれば、会計操作を“見抜く”確率が高くなるであろう。このとき監査人は、まずは指導機能を発揮してクライアント企業の会計操作を指摘し修正させようとするはずであるが、倒産の危機に瀕したクライアント企業においては、監査人の要求をそのまま受け入れるとは考えにくく、会計操作にたいする修正の是非をめぐって激しい意見の対立が予想される。この場合、監査人は、クライアント企業が倒産した場合における高水準の訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コスト(ないしはブランド価値喪失コスト)を鑑みて、倒産にいたる過程において監査人が自発的に辞任するか、あるいはクライアント企業の経営者による主として機会主義的な理由によって解任される可能性が高い。すなわち、高品質な監査を提供する監査人はクライアント企業の会計操作を“見抜いて”いる可能性が高く、会計操作を“見抜いた”上で監査人を辞任・交代している、あるいは解任されていると考えられるのである。

われわれは、倒産企業の監査人が会計操作を見抜いているのかどうかについて、監査人の交代および監査人の規模に注目して調査・検証を行った結果、以下のような発見事項を得た。第一に、倒

産企業ではコントロール企業にくらべて監査法人の交代の可能性が高く、かつ、倒産直前期になるにしたがって交代頻度が大きくなることである。この発見事項は、倒産の危機に瀕した財務困窮企業の監査人が、倒産が近づくにつれて急速に高まった訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストを織り込んで、自ら監査契約を解除している説明と首尾一貫する。また、監査人は、訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストを監査報酬に反映すると想定できることから、クライアント企業が監査契約の再締結を望まず、監査人を解任したという解釈とも整合的である。第二に、倒産企業ではコントロール企業にくらべて中小監査法人が監査を担当している可能性が高く、かつ、倒産にいたるまでに大手監査法人から中小監査法人に監査人が交代した事例が数多く見受けられることである。この発見事項は、クライアント企業が倒産にいたるような極度の財務困窮状態に陥っている場合には、大手監査法人によるクライアント企業の選別がより厳しくなり、結果として監査契約を締結あるいは継続しないという解釈と整合的である。すなわち、大規模監査人は、準レントが大きいために評判喪失コストが大きく (DeAngelo, 1981)、十分な資力がある (deep pocket) ために訴訟エクスポージャーも大きい (Dye, 1993; Lennox, 1999) ことから、大手監査法人は極度の財務困窮状態にある企業をクライアントとしないことで評判喪失リスクおよび訴訟リスクの回避を図っていると考えられるのである。

このように、われわれは 1) 倒産企業においてはコントロール企業にくらべて監査法人の交代の可能性が高く、かつ、倒産直前期になるにしたがって交代頻度が大きくなる、2) 倒産企業ではコントロール企業にくらべて中小監査法人が監査を担当している可能性が高く、かつ、大手監査法人から中小監査法人に監査人が交代した事例が数多

く見受けられるという証拠を得た。その一方で、われわれの予測に反して、倒産企業においては、監査法人の交代の有無および監査法人の規模の大小にかかわらず、会計操作との間になんらかの関係が存在することを示唆する証拠が得られなかった。

本稿の残りの部分は以下のような構成で展開される。まず、第2節では本稿で検証する仮説を導出する。サンプルの選択手順を第3節で示したのちに、第4節で調査結果の提示および解釈を行う。最後の第5節において、本稿の要約と今後の課題を示す。

2. 仮説の導出

企業が監査人を変更する理由としてはさまざまな要因が考えられるが（DeFond, 1992）、監査人の交代は監査人の継続監査期間とあわせて議論されることが多い。継続監査期間と監査の品質¹⁾との間にはプラスの関係が存在するという主張によれば、継続監査期間が長くなればなるほど、監査人が監査を実施する際に必要となるクライアント企業にかんする状況特定の情報を豊富に有するようになり、結果として高品質の監査を実施することが可能になる。したがって、監査人が交代した直後においては、後任監査人とクライアント企業との間の深刻な情報非対称性を理由として監査の品質が低下するとされるのである。他方、継続監査期間が長くなればなるほど監査人とクライアント企業との経済的な関係が深まるために、監査人の独立性が毀損されるのではないかという懸念がかねてより指摘されている。監査人はクライアント企業から監査報酬を得ている以上、監査人がクライアント企業と“完全に独立”であることは事実上困難であるという議論も存在する（AICPA, 1978）。このような懸念が監査人の強制

的交代制度を導入すべきという規制設定者サイドの主張を導く。先行研究では、監査人の交代直後においては監査の品質が低下する証拠が得られているが（DeFond and Subramanyam, 1998; Geiger and Raghunandan, 2002など）、長期継続監査期間と監査の品質との関係については首尾一貫した証拠が得られていない²⁾。

監査人の交代について議論する際には、財務的に健全な企業を対象とする場合と倒産にいたるような経営状態が悪化している企業を対象とする場合とでは、その決定要因が異なることに注意する必要がある（Schwartz and Menon, 1985）。継続監査期間にかんする先行研究の結果について、倒産にいたるような経営状態が極度に悪化している企業に照らし合わせて解釈するならば、クライアント企業が財務困窮状態にあるという状況が監査人の交代をもたらしやすいという点が指摘できる。すなわち、継続監査期間が短期でなければ、監査人は監査を実施する過程でクライアント企業の倒産リスクの評価に用いることができる状況特定の情報を豊富に入手しうるが、この情報を評価した結果、訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストが急激に高まることが予想されれば、これを織り込んで自ら辞任する可能性が高いと考えられるのである。さらに、監査人が評価した倒産リスクの上昇はより高品質な監査の実施を監査人が自らにうながすと想定されることから、経営者の機会主義的な理由によって監査人が解任される可能性もありえよう。このように、財務困窮企業の代表例である倒産企業においては、他の企業よりも監査人の交代が生じやすいと予測されるのである（Schwartz and Menon, 1985）。

以上の議論をまとめると、監査人サイドにおいては、訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストを理由として、倒産の危機に瀕した企業からは自ら手を引く、すなわち監査契約を継続しないと

いう意思決定を行う可能性が高い一方で、クライアント企業サイドにおいては、会計上の見積もり・判断や会計手続きの選択について意見が対立した監査人を解任するか、もしくは都合のよい監査意見を表明してもらうために監査人を変更する可能性がある³⁾。いずれの理由にせよ、倒産企業においてはその他の企業よりも監査人の交代が生じやすいと推測できる。このことは、以下の仮説を導く。

(仮説1-1) 倒産企業においてはコントロール企業にくらべて、監査人が交代している可能性が高い

監査人が会計操作を見抜くためには、クライアント企業の状況特定の情報の入手が不可欠である。監査人が交代した場合、後任監査人は高いスタートアップコストの負担を余儀なくされるうえに、倒産リスク情報を含めたクライアント企業の状況特定の情報のすべてを入手できないことが多い。そのため、クライアント企業の会計操作を見抜けずに見逃がしてしまうか、あるいは見抜いたとしても黙認してしまう可能性が高いと思われる。逆に、監査人が倒産の危機に瀕したクライアント企業の会計操作を見抜いたからこそ、前任監査人は自発的に監査契約を断ち切ったという予測も成り立つ。倒産にいたるような財務困窮企業において、会計操作を見抜いた監査人サイドと会計操作を望むクライアント企業サイドのコンフリクトの帰結として監査人の交代が生じたとするならば、以下の仮説が成立する。

(仮説1-2) 倒産企業において監査人が交代している場合には、倒産企業において監査人が交代していない場合にくらべて会計操作が行われている可能性が高い

DeAngelo (1981) をはじめとする数多くの先行研究で主張されているように、監査人の規模は監査の品質に大きく影響をおよぼすと考えられる。すなわち、大規模監査人は準レントが大きいことから、評判喪失コストを勘案して、より高品質な監査を実施する可能性が高いのである (DeAngelo, 1981)。さらに、大規模監査人は“十分な資力”があることから訴訟を受けやすく、訴訟エクスポージャーの拡大をさけるために高品質な監査を実施すると解釈することも可能である (Dye, 1993; Lennox, 1999)。大規模監査人が高品質な監査を提供する証拠を示した先行研究は数多く存在する。たとえば、Becker, DeFond, Jiambalvo, and Subramanyam (1998) は、監査人が非 Big N である場合には異常会計発生高 (Abnormal Accruals) が大きい、すなわち利益増加的な利益マネジメント (Earnings Management) が行われていることを示す証拠を、Francis, Maydew, and Sparks (1999) は、Big N 監査事務所によって監査を受けたクライアント企業の総会計発生高 (Total Accruals) が大きい場合でも異常会計発生高 (Abnormal Accruals) は小さいことを示す証拠をそれぞれ得ている。

監査人は監査を実施する過程で倒産リスクの上昇にかんする情報が得られたならば、これを分析して倒産リスクの上昇にともなうプレミアムを監査報酬に反映させることが予想される。しかしながら、クライアント企業が倒産にいたるような極度の財務困窮状態に陥っている場合には、大規模監査人は準レントが大きいことから、クライアント企業の選別がより厳しくなり、結果として監査契約を締結あるいは継続しないと予想される。このことは以下の仮説を導く。

(仮説2-1) 倒産企業においてはコントロール企業にくらべて、中小監査法人が監査人で

ある可能性が高い

これまでに議論したように、大規模監査人は高品質な監査を提供すると考えられることから、クライアント企業が会計操作を行ったのであればこれを見抜く可能性が高い。大手監査法人がクライアント企業の会計操作を見抜いた場合には、自らの訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストを勘案して、会計操作を指摘して修正することをクライアント企業に求めることになる。クライアント企業がその要求を受け入れるのであれば会計操作は観察されないままであろうし、クライアント企業がその要求を受け入れないのであれば、大手監査法人は自ら辞任するかクライアント企業に解任されてしまうかのいずれかである。また、たとえ倒産にいたるような財務困窮企業であっても、会計操作が行われていないのであれば、大手監査法人が監査人の地位にとどまることも十分にありえよう。以上の議論から、以下の仮説が成り立つ。

（仮説2-2）倒産企業における監査人が中小監査法人である場合には、倒産企業における監査人が大手監査法人である場合に比べて会計操作が行われている可能性が高い

3. サンプルの選択

本稿では、監査人の交代について倒産企業における会計操作に着目して分析を行うことから、倒産企業の定義および会計操作の定義がサンプルの選択に影響をおよぼすことになる。倒産の定義はさまざまなものが考えられるが、本稿では榎本・首藤（2013）で示された定義にしたがう。すなわち、1）銀行取引停止となる、2）任意整理される、3）会社更生法の適用申請を行う、4）和議申請を行う、5）商法に基づく会社整理を申請

する、6）自己破産を申請する、7）特別清算申請する、に該当する企業を倒産企業と特定する。他方、経営者が行う会計操作についても論者によって定義が異なるが、本稿では先行研究にしたがって、「倒産にいたるような経営状態の悪化している企業の経営者が、一般に認められた会計基準の枠内で行ったきわめて意図的な利益増加型の利益調整」（須田，2007，21）を会計操作と定義する。具体的には、浅野・首藤（2004）および榎本・首藤（2013）で提示された判別ベンチマークにしたがって、非裁量的利益はマイナスであるが異常会計発生高を考慮した結果、最終的に会計利益が黒字となる企業のみを会計操作を行った企業と特定する⁴⁾。したがって、本稿のサンプルは異常会計発生高を推計するために必要なデータが入手できる企業のみで構成される。

本稿のサンプルは、榎本・首藤（2013）と同じ手続きによって選択されている。すなわち、帝国データバンク社「COSMOS倒産ファイルデータベース」によって特定した2000年4月1日から2011年1月31日までの期間において倒産した企業163社から、日経メディアマーケティング社「日経NEEDS Financial Quest」から財務データが得られない金融業3社を除いた結果、160社の倒産企業が、日経小分類および総資産を基準として選択した同数のコントロール企業とともに本稿のサンプルとして抽出された。監査人のデータについては、日経メディアマーケティング社「監査人・監査意見データ」を用いているが、これらのデータベースから入手できなかったデータについては、プロネクサス社の「eol」を用いて有価証券報告書を閲覧して収集している。

4. 調査結果の提示および解釈

4.1 監査人の交代と会計操作

わが国の上場企業において監査人が交代することは稀であり、長きにわたって同じ監査人から監査を受け続けることが一般的であったが、1990年代後半頃から監査人が交代するケースが散見されるようになった（『日本経済新聞』1999年8月19日付）。2007年におけるみずほ監査法人（中央青山監査法人から改称）の解散を経たのちに、四半期財務諸表レビューおよび内部統制報告書監査の導入によるクライアント企業側のコスト負担等を理由として、近年では監査人を変更する企業が増加しているという（『日本経済新聞』2009年9月2日付）。したがって、本稿の分析対象期間には、監査人の交代が相対的に多く生じていると考えられる。

われわれは、最初に、倒産企業における監査人の交代がどの時点で生じたのか確認しておくことにしたい。表1は、倒産が生じた期の直近の会計期間を0年として、倒産企業とコントロール企業における監査人の交代がどの時点で生じたのか時系列で示したものである。表1によると、-4年を除くすべての期間において倒産企業の監査人交代件数はコントロール企業を上回っている⁵⁾。特に、-1年および0年においては、倒産企業における監査人交代件数が急増している。すなわち、表1は倒産直前期において監査人の交代が生じる可能性が高いことを示しているのである。そこで次に、「倒産企業においてはコントロール企業にくらべて、監査人が交代する可能性が高い」という仮説1-1を検証するために、倒産企業とコントロール企業における監査人交代の有無について、独立性の検定（カイ2乗検定）を行った。その結果を表2に報告している。表2によれば、倒産企業と監査人の交代は独立であるという帰無仮説

は、統計的に有意な水準で棄却される。すなわち、倒産企業と監査人の交代は有意に関係しているのである。この発見事項は、倒産の危機に瀕した財務困窮企業の監査人が、倒産が近づくにつれて急速に高まった訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストを織り込んで、自ら監査契約を解除しているとする説明と首尾一貫する⁶⁾。また、監査人は、訴訟エクスポージャーおよび評判喪失コストを監査報酬に反映すると想定できることから⁷⁾、クライアント企業が監査契約の再締結を望まず、監査人を解任したという解釈とも整合的である。

表1および表2の分析から、倒産企業では監査人が交代する可能性が高いことが明らかになった。次に、倒産企業のみ注目したうえで、監査人がクライアント企業の会計操作を見抜いているのかどうかについて明らかにしたい。倒産にいたるような財務困窮企業において、会計操作を見抜いた監査人サイドと会計操作を望むクライアント企業サイドのコンフリクトの帰結として監査人の交代が生じたとするならば、「倒産企業において監査人が交代している場合には、倒産企業において監査人が交代していない場合にくらべて会計操作が行われている可能性が高い」という仮説1-2が成り立つ。これを検証するために、会計操作企業⁸⁾であるか否かと監査人交代の有無について、倒産企業のみ注目して独立性の検定を行った結果を示したのが表3である。表3によれば、たしかに監査人交代企業は非会計操作企業よりも会計操作企業のほうが多いものの、監査人が交代していない企業でも同様の傾向があり、両者に有意な関係があるとはいえない。すなわち、倒産企業においては監査人の交代が生じやすいものの、会計操作企業であるか否かと監査人の交代には有意な関係がないことが判明したのである。

表1 監査人の交代件数

	交代なし	t=0	t=-1	t=-2	t=-3	t=-4	t=-5	合計
倒産企業	107	19	18	5	4	1	3	157
コントロール企業	142	8	5	2	0	2	1	160
合計	249	27	23	7	4	3	4	317

(注1) 倒産イベントが生じた会計期間の直前期をt=0とし、そこから5会計期間過去に遡ったt=-5までの計6会計期間について、監査人の交代がどの時点で生じたか調査した結果を示している。

(注2) 倒産企業サンプル160社およびコントロール企業サンプル160社のうち、データが入手できなかった倒産企業3社を除いた計317社を分析対象としている。

(注3) 倒産企業において倒産イベントが発生した時点で、コントロール企業においても同時に倒産イベントが発生したとみなしている。

表2 倒産と監査人交代の関係

	交代なし	交代あり	合計
倒産企業	107	50	157
コントロール企業	142	18	160
合計	249	68	317

$$\chi^2 = 19.95 \quad (p\text{値} = 0.000)$$

(注) 倒産企業サンプル160社およびコントロール企業サンプル160社のうち、データが入手できなかった倒産企業3社を除いた計317社を分析対象としている。

表3 倒産企業における会計操作と監査人の交代の関係

	非会計操作企業	会計操作企業	合計
交代なし	35	72	107
交代あり	12	38	50
合計	47	110	157

$$\chi^2 = 1.23 \quad (p\text{値} = 0.267)$$

(注) 表2のうち、倒産企業サンプル157社（交代なし107社、交代あり50社）のみを抽出して分析している。

4.2 監査人の規模と会計操作

監査人の規模をいかに測定するのかについては、1) すべてのクライアント企業から受け取る監査人の報酬総額（Francis and Wilson, 1988など）、2) Big Nのメンバーファームか否か、といった2つの視点が用いられる。ほとんどの先行研究ではBig Nのメンバーファームを大手監査事務所としており、本稿においてもこの基準を用いて大手監査法人を特定化している。すなわち、分析対象期間の終了時点（2011年1月31日）で存続している、新日本監査法人、監査法人トーマツ、あずさ監査法人、あらた監査法人を大手監査法人

（これらの監査法人が統合等によって改編される前の監査法人、およびみずほ監査法人とその前身の中央青山監査法人も含む）とし、それ以外を中小監査法人として分析を行っている。

われわれは、「倒産企業においてはコントロール企業にくらべて、中小監査法人が監査人である可能性が低い」という仮説2-1を検証するために、倒産企業とコントロール企業における監査人の規模の違いを分析し、両者が独立であるか否かについての独立性の検定を実施した。その結果を示したのが表4である⁹⁾。倒産企業の件数で見れば、監査人が大手監査法人である企業数（82社）のほ

うが中小監査法人である企業数（67社）よりも多いものの、コントロール企業とくらべた場合にはその差は大きくない。独立性の検定結果は、両者には統計的に有意な関係があることを示している。すなわち、倒産企業はコントロール企業にくらべて、中小監査法人が監査人となる傾向にあることが判明したのである。この発見事項は、大規模監査人は準レントが大きい（DeAngelo, 1981）ことから、クライアント企業が倒産にいたるような極度の財務困窮状態に陥っている場合には、クライアント企業の選別がより厳しくなり、結果として監査契約を締結あるいは継続しないという解釈と整合的である。すなわち、大規模監査人は、高水準の準レントによる評判喪失コストおよび十分な資力を背景とした訴訟エクスポージャーがともに大きいことから、大手監査法人は極度の財務困窮状態にある企業をクライアントとしないことで評判喪失リスクおよび訴訟リスクの回避を図っていると考えられるのである。

次に、4.1節と同様に、倒産企業のみ注目したうえで、監査人がクライアント企業の会計操作を見抜いているのかどうかについて明らかにしたい。大規模監査人は会計操作を見抜く可能性が高く、これを見抜いた場合にはクライアント企業に修正を求め、修正要求が受け入れられなければ監査契約を締結あるいは継続しないと想定するならば、「倒産企業における監査人が中小監査法人である場合には、倒産企業における監査人が大手監査法人である場合にくらべて会計操作が行われている可能性が高い」という仮説2-2が成立する。表5は仮説2-2の検証結果を示したものである。表5の結果は、仮説1-2の検証結果を示した表3と同様に、会計操作企業であるか否かと監査人の規模との間には何ら関係がないことを示唆している。

続いて、倒産企業において監査人の交代があっ

た場合に、交代前後で担当監査人の規模に違いがあるか否かについて表6に報告した¹⁰⁾。仮に、大手監査法人がクライアント企業の危機的な状況を察知して監査契約の締結ないしは継続を控えたのであれば、その関係は倒産企業における監査人の交代状況に表れているかもしれない。大手監査法人が急激に上昇したクライアント企業の倒産リスクを理由に契約を締結あるいは継続しないのであれば、後任監査人は大手監査法人以外である可能性が高い。表6によれば、交代前の監査人では大手監査法人（33社）が中小監査法人（14社）の2倍以上の割合であるにもかかわらず、交代後の監査人では大手監査法人（14社）が中小監査法人（33社）の2分の1以下になり、その割合が反転している。交代前には大手監査法人の割合がきわめて高い一方で、交代後には中小監査法人の割合がきわめて高くなっていることを示しているのである¹¹⁾。加えて、倒産企業が監査人を変更した企業（47社）のうち約半数（23社）が大手監査法人から中小監査法人に監査人を変更していることも注目すべき事実であろう¹²⁾。

表4から表6の結果を要約すると、大手監査法人は急激に上昇したクライアント企業の倒産リスクを考慮して、倒産企業の監査から手を引く、すなわち監査契約を継続しないという意味決定を行った可能性が高いという証拠が得られている。また、倒産にいたるまでに大手監査法人から中小監査法人に監査人が交代した事例が数多く見受けられるという証拠も得ている。その一方で、われわれの予想に反して、大手監査法人が会計操作を見抜いていることを示唆する証拠は得られなかった。

表4 倒産と監査人の規模の関係

	中小監査法人	大手監査法人	合計
倒産企業	67	82	149
コントロール企業	45	115	160
合計	112	197	309

$$\chi^2 = 9.47 \quad (p \text{ 値} = 0.002)$$

(注) 倒産企業サンプル160社およびコントロール企業サンプル160社のうち、必要なデータが入手できなかった倒産企業11社を除いた計309社を分析対象としている。

表5 会計操作と監査人の規模の関係

	中小監査法人	大手監査法人	合計
非会計操作企業	23	23	46
会計操作企業	44	59	103
合計	67	82	149

$$\chi^2 = 0.68 \quad (p \text{ 値} = 0.409)$$

(注) 表4のうち、倒産企業サンプル149社（中小監査法人67社、大手監査法人82社）のみを抽出して分析している。

表6 倒産企業における監査人の交代と監査人規模の関係

交代前 \ 交代後	中小監査法人	大手監査法人	合計
中小監査法人	10	4	14
大手監査法人	23	10	33
合計	33	14	47

(注) 表2のうち、倒産企業サンプルで監査人の交代があった50社から、必要なデータが入手できなかった3社を除いた47社のみを抽出して分析している。

5. 要約と今後の課題

本稿では、1) 倒産企業においては監査人の交代がより頻繁に観察されるのか、2) 監査人の交代と会計操作はいかなる関係を有しているのか、について明らかにするために、監査人の規模にも注目して調査・検証を行った。その結果、1) 倒産企業では監査法人の交代の可能性がより高く、かつ、倒産直前期になるにしたがって交代頻度が大きくなる、2) 倒産企業では中小監査法人が監査を担当している可能性がより高く、かつ、大手監査法人から中小監査法人に監査人が交代した事例が数多く見受けられる、ことを示す証拠を得ることができた。ただし、これらの証拠については

慎重に検討する必要がある。なぜならば、監査人の交代の理由はさまざまであり、たとえば、倒産間近になり金銭的にも余裕のないクライアント企業が大手監査法人にたいする多額の報酬を支払うことができないために監査人を変更したという事実を反映しているだけにすぎないかもしれないからである¹³⁾。倒産企業における監査人の交代事例について個々に検討することは、本稿で提示した証拠を頑健なものにするだけでなく、倒産企業におけるわが国特有の監査人の交代メカニズムを特定することにつながるかもしれない。

われわれの予測に反して、本稿では、倒産企業において、監査人の交代前の監査人あるいは大手監査法人が会計操作を見抜いていることを示唆す

る証拠を得ることができなかったのであるが、その原因としてはいくつか考えられる。第一に、わが国において、(会計操作と関連する) 監査人の訴訟エクスポージャーが相対的に小さい可能性である。監査人の訴訟リスクにかんする数多くの先行研究が存在する米国においてさえ訴訟発生率は全体の1%以下と小さく、監査人が敗訴する確率はさらに小さいことが報告されている(Palmrose, 1987; Palmrose, 1988; Carcello and Palmrose, 1994)。さらに、諸外国とくらべて、わが国では監査人が告訴されるケースが少ないことはよく知られている(Ball, Kothari and Robin, 2000; Wingate, 1997)。また、町田(2003)は、大手監査法人および中小監査法人が加入するそれぞれの損害賠償責任保険についてヒアリング調査を行い、訴訟リスクは過去の監査訴訟の実績を前提とするために保険料は訴訟リスクを反映していないと報告している。このように、訴訟エクスポージャーが小さければ、監査人の交代メカニズムがわれわれの想定とは異なる可能性がある。たとえば、監査人が会計操作を見抜いた場合においても、クライアント企業と協議したうえで、ある程度これを許容して¹⁴⁾ 監査契約を継続することが考えられるのである。

第二に、わが国における監査人の特徴が、(会計操作と関連する) 監査人の評判喪失コストを相対的に小さくしている可能性である。そもそも監査人の訴訟エクスポージャーが低水準であることは評判喪失コストを小さくする理由の1つであるが、わが国の大手監査法人の特徴が評判喪失コストに影響をおよぼしている可能性も捨てきれない。事実、Skinner and Srinivasan(2012)によれば、業務停止命令後も、中央青山監査法人のクライアント企業は、その半数以上が同法人(みすず監査法人に改称)に戻ったという。これは、担当監査法人における監査の失敗が明るみになって

も、わが国の上場企業は監査人を変更しないことを意味しており、評判喪失コストが高くないことを示唆している。Francis(2011)は、アカデミックサイドの観点からのみではなく、実務家サイドおよび基準設定者サイドの観点から監査の品質を広くとらえるべきであるとし、監査の品質に影響を与えるドライバーとして監査事務所の特徴をあげている。監査事務所の特徴のうち、中央集権型監査事務所と権限委譲型監査事務所の違いが監査の品質に影響をおよぼす可能性があるというFrancis(2011)の議論にしたがうならば、権限委譲型の監査法人は中央集権型の監査法人にくらべて、顧客の獲得あるいは維持にたいして監査担当事務所の自由度が高いことから、監査担当事務所の認識する評判喪失コストは相対的に小さいと考えられる¹⁵⁾。仮にわが国の監査法人が権限委譲型組織であることが支配的であるならば、先の場合と同様に、監査人が会計操作を見抜いた場合においても監査契約を継続することを選択する可能性が高いと考えられるのである。

第三に、会計操作の判別ベンチマークが抱える固有の問題である。判別ベンチマークは、非裁量的利益はマイナスであるが異常会計発生高を考慮した結果、最終的に会計利益が黒字となる企業を会計操作企業として特定する基準であるが、異常会計発生高の水準については考慮されていない。たしかに、判別ベンチマークは財務的困窮に直面した倒産企業の会計操作をとらえるという意味においては合理的な基準ではあるが、高水準の利益増加的異常会計発生高であってもわずかな利益増加的異常会計発生高であっても、会計利益がプラスになれば一律に会計操作企業として扱われてしまうという問題¹⁶⁾を抱えているのである。この点は、異常会計発生高の推計方法が抱える問題とともに、今後われわれが対処していかなければならない課題である。

最後に、本稿で実施した分析において考慮しなかった2つの側面について指摘しておくことにしたい。第一に、本稿では単一変量分析によって得られた証拠のみしか提示していない点である。すなわち、企業の倒産、監査人の交代、監査人の規模および会計操作の間に存在するであろう因果関係を明らかにしていないのである。われわれは、本稿で提示した証拠が各変数間の因果関係を解明するための基礎をなすと考えている。これらの変数を検証変数ないしは従属変数とし、想定される関係に影響を与える他の要因をコントロールした多変量分析を実施するならば、倒産企業の会計操作と監査をめぐる各変数の因果関係を解明することが可能となろう。第二に、本稿の分析では監査意見（ゴーイング・コンサーンに関する開示を含む）および監査報酬についてはまったく考慮していない点である。ゴーイング・コンサーンの開示に関するデータが得られるのは2003年3月決算期以降、監査報酬データが得られるのは2004年3月決算期以降であり、本稿のサンプル期間（2000年4月1日から2011年1月31日）とは一致しないため、本稿の分析に監査意見と監査報酬を反映させていないのである。監査人の交代と監査人の規模、監査意見、監査報酬はそれぞれ密接に関係している可能性が高く、倒産企業の会計操作について分析を行うためにはすべて欠かせない要素である。ただし、監査意見と監査報酬を含めた詳細な分析を行う前提として、われわれが本稿において示唆したように、わが国に特有と思われる監査人の交代メカニズムを解明しておく必要があると思われる。

《注》

1) 監査の品質については一律に定義することはできないが、本稿では、DeAngelo (1981) で示された定義と整合する、「保証レベルすなわち財務諸表に重大な不作為や誤りが存在

しない確率」(Palmrose, 1988, 56) を監査の品質と定義して議論を展開している。わが国において監査の品質について議論した文献としては、松本 (2004)、松本 (2011) などがある。

- 2) たとえば、Carcello and Nagy (2004) および Johnson, Khurana, and Reynolds (2002) は、継続監査期間が9年以上の長期である場合には監査の品質に影響をおよぼさないことを示唆する証拠を提示する一方、Myers, Myers, and Omer (2003) は、継続監査期間が長くなればなるほど監査の品質が高まることを示す証拠を得ている。継続監査期間と監査の品質の関係にかんするレビューについては町田 (2011) を参照されたい。
- 3) 後者の理由での交代は、特にオピニオン・ショッピング (opinion shopping) と呼ばれている (Smith, 1986; 林, 2011)。
- 4) 判別ベンチマークが有効に機能するか否かについては、異常会計発生高の導出にかんする議論と利益調整にかんする議論が不可欠であるが、本稿ではこれを行っていない。なお、異常会計発生高の導出手法については須田 (2000) および首藤 (2010) を、利益調整と会計操作の関係については須田 (2007, 20-23) を参照されたい。
- 5) 監査人の交代については、次のように特定している。第一に、分析対象とした期間に監査人の変更が複数回生じている場合は、倒産期に最も近い会計期間において変更している場合を監査人の交代とした。第二に、監査法人の合併や解散等の理由で監査人を変更している場合、パートナーが1名でも継続していれば監査人の交代とはみなさない。第三に、共同監査の場合に一部の監査人が交代していても、継続しているパートナーが1名でもいれば交代とはみなさない。ただし、過去の監査人データが入手可能でない場合もあるため、分析対象となるすべての企業について4年までの監査人データを集約できていないことに注意されたい。なお、次の2つの場合について追加的な検証を行ったが、結果に大差はなかった。すなわち、1) みずす監査法人の解散によって監査人の交代を強いられたケースについて、それらの企業を分析対象から除外した場合、および2) 0期について担当監査法人の名称が判明しない企業について分析対象から除外した場合である。
- 6) 倒産企業を対象とした分析ではないが、Shu (2000) は監査人の辞任がクライアント企業の訴訟リスクの増加とプラスの関係を有していることを示す証拠を得ており、本稿の結果と整合する。
- 7) ただし、わが国において監査報酬の上方硬直性が存在するといわれている (町田, 2003)。わが国における監査報酬の上方硬直性が監査人の交代におよぼす影響については本稿では議論していないが、検証結果を解釈する際には留意する必要がある。
- 8) 会計操作企業とは、浅野・首藤 (2004) および榎本・首藤 (2013) で提示された判別ベンチマークを満たす企業のことである。
- 9) 表4が表2の総数と異なるのは、0期における監査人が判

明しない場合を除外していることが原因である。

- 10) 表6における監査人の交代件数の総数と表2の監査人の交代件数が一致しない理由は、0期における監査人が判明しないがそれ以前に監査人を変更している場合に、表2では交代の件数としてカウントしているが、0期において監査人の交代が生じていた可能性も考えて表6で除外したことが原因である。
- 11) 本稿は乙政・浅野(2007)に沿うかたちで分析を行っているが、サンプルサイズが小さいとはいえ、乙政・浅野(2007, 83, 図表3-7)で示された結果と本稿の結果が整合していない点は興味深い。
- 12) 結果は非表示であるが、コントロール企業について同様の分析を行ったところ、大手監査法人から交代する場合には、次の監査人も大手監査法人である場合が多いことが判明している。
- 13) 町田(2003, 104, 図表1)は、2002年8月1日から2003年7月31日までの1年間に生じた監査人の交代事例103件について吟味し、本稿で仮説を導出する際に想定した監査人とクライアント企業のコンフリクトが理由である交代事例が4件存在することを示している。
- 14) 粉飾決算とは異なり、会計操作が必ずしも違法というわけではないことには注意されたい。詳しくは、須田(2007, 20-23)を参照してほしい。
- 15) Francis(2011)は、権限委譲型監査事務所为例としてアーサーアンダーセン会計事務所をあげている。
- 16) この問題を解決する1つの方策として、会計操作の程度をランク変数とすることが考えられる。

【参考文献】

American Institute of Certified Public Accountants, 1978. Commission on auditors' responsibilities; Report, conclusions and recommendations, AICPA, New York. (鳥羽至英訳, 1990. 『財務諸表監査の基本的枠組み—見直しと勧告—』白桃書房).

浅野信博・首藤昭信, 2004. 「倒産企業の会計操作(二) — 裁量的発生高の分析 —」『会計』第165巻第5号, 123-138.

Ball, R., Kothari, S. P., Robin, A., 2000. The effect of international institutional factors on properties of accounting earnings, *Journal of Accounting and Economics* 29, 1-51.

Becker, C. L., DeFond, M. L., Jiambalvo, J., Subramanyam, K. R., 1998. The effect of audit quality on earnings management, *Contemporary Accounting Research* 15, 1-24.

Carcello, J. V., Nagy, A. L., 2004. Audit firm tenure and fraudulent financial reporting, *Auditing: A Journal of Practice and Theory* 23, 57-71.

Carcello, J. V., Palmrose, Z.-V., 1994. Audit litigation and modified reporting on bankrupt clients, *Journal of Accounting Research* 32, 1-30.

DeAngelo L. E., 1981. Auditor size and audit quality, *Journal of Accounting and Economics* 3, 183-199.

DeFond, M. L., 1992. The association between changes in client firm agency costs and auditor switching, *Auditing: A Journal of Practice and Theory* 11, 16-31.

DeFond, M. L., Subramanyam, K. R., 1998. Auditor changes and discretionary accruals, *Journal of Accounting and Economics* 25, 35-67.

Dye, L. A., 1993. Auditing standards, legal liability, and auditor wealth, *Journal of Political Economy* 101, 887-914.

榎本正博・首藤昭信, 2013. 「倒産企業における会計操作の検出」『ディスクロージャー研究』第13号, 33-48.

Francis, J. R., 2011. A framework for understanding and researching audit quality, *Auditing: A Journal of Practice and Theory* 30, 125-152.

Francis, J. R., Maydew, E. L., Sparks, H. C., 1999. The role of big 6 auditors in the credible reporting of accruals, *Auditing: A Journal of Practice and Theory* 18, 17-34.

Francis, J. R., Wilson, E. R., 1988. Auditor changes: A joint test of theory relating to agency costs and auditor differentiation, *The Accounting Review* 63, 663-682.

Geiger, M. A., Raghunandan, K., 2002. Auditor tenure and audit reporting failures, *Auditing: A Journal of Practice and Theory* 21, 67-78.

林隆敏, 2011. 「オピニオン・ショッピング」伊豫田隆俊・松本祥尚・浅野信博・林隆敏・町田祥弘・高田知実著『実証的監査理論の構築』同文館出版, 229-244.

Johnson, V. E., Khurana, I. K., Reynolds, J. K., 2002. Audit firm tenure and the quality of financial reports, *Contemporary Accounting Research* 19, 637-660.

Lennox, C. 1999. Audit quality and auditor size: An evaluation of reputation and deep pockets hypotheses, *Journal of Business Finance and Accounting* 26, 779-805.

町田祥弘, 2003. 「我が国における監査契約の解除問題と監査リスクの評価」『会計』第164巻第5号, 123-138.

町田祥弘, 2011. 「監査契約と監査人のローテーション」伊豫田隆俊・松本祥尚・浅野信博・林隆敏・町田祥弘・高田知実著『実証的監査理論の構築』同文館出版, 169-184.

松本祥尚, 2004. 「ディスクロージャーと監査情報の品質」須田一幸編『ディスクロージャーの戦略と効果』森山書店, 251-269.

松本祥尚, 2011. 「監査人の評判に関する研究における独立変数と従属変数の関係について」伊豫田隆俊・松本祥尚・浅野信博・林隆敏・町田祥弘・高田知実著『実証的監査理論の構築』同文館出版, 321-326.

Myers, J., Myers, L. A., Omer, T. C., 2003. Exploring the term of the audit-client relationship and the quality of earnings: A case for mandatory auditor rotation?, *The Accounting Review* 78, 779-799.

乙政正太・浅野信博, 2007. 「会計操作と監査」須田一幸, 山本達司, 乙政正太編『会計操作—その実態と識別法、株価への

- 影響—』ダイヤモンド社, 75-84.
- Palmrose, Z.-V., 1987. Litigation and independent auditors: The role of business failures and management, *Auditing :A Journal of Practice and Theory* 6, 90-103.
- Palmrose, Z.-V., 1988. An analysis of auditor litigation and audit service quality, *The Accounting Review* 63, 55-73.
- Schwartz, K. B., Menon, K., 1985. Auditor switches by failing firms, *The Accounting Review* 60, 248-261.
- Shu, S. Z., 2000. Auditor resignations: Clientele effects and legal liability, *Journal of Accounting and Economics* 29, 173-205.
- 首藤昭信, 2010. 『日本企業の利益調整—理論と実証—』中央経済社.
- Skinner, D. J., Srinivasan, S., 2012. Audit quality and auditor reputation: Evidence from Japan, *The Accounting Review* 87, 1737-1765.
- Smith, D. B., 1986. Auditor “subject to” opinions, disclaimers, and auditor changes, *Auditing: A Journal of Practice and Theory* 6, 95-108.
- 須田一幸, 2000. 『財務会計の機能—理論と実証—』白桃書房.
- 須田一幸, 2007. 「粉飾決算と会計操作の諸相」須田一幸, 山本達司, 乙政正太編『会計操作—その実態と識別法、株価への影響—』ダイヤモンド社, 2-58.
- Wingate, M. L., 1997, An examination of cultural influence on audit environments, *Research in Accounting Regulation*, Supplement 1, 129-148.